

愛南町移住者住宅改修支援事業のお知らせ

愛南町では、空き家の有効活用と県外からの移住・定住を促進することにより地域の振興を図るため、県外からの移住者が空き家の住宅改修などを行う経費に対し、予算の範囲内で補助します。

1 移住者の定義

- かつて町内に在住した後、県外へ住所を移し、再び自らの意思で町内に移り住む方（Uターン者）
- 県外から新たに町内に移り住む方（Iターン者）
※町内への就学、転勤、町内在住者との結婚による転居等によるものは、除かれます。

2 補助の対象者

平成28年4月1日以後に県外から町内に移住した方で、次の要件を満たし、5年以上居住する意思のある移住者（U・Iターン者）

- 『働き手世帯』：構成員のうち少なくとも一人が50歳未満の世帯
- 『子育て世帯』：構成員に同居する中学生以下の子供がいる世帯
※いずれも基準日は、町への補助金交付申請日となります。



3 対象住宅

県外からの移住者が、県空き家情報バンク・町空き家バンク等を通じて購入・賃借した一戸建て住宅

4 支援内容



住宅の改修 住宅本体、 住宅本体以外の改修（住宅 本体とセット）	働き手世帯 構成員のうち少なくとも一 人が50歳未満の世帯	○ 補助率：経費の2/3 ○ 補助限度額：200万円 （注）50万円以上の改修に限る
	子育て世帯 構成員に同居する中学生以 下の子どもがいる世帯	○ 補助率：経費の2/3 ○ 補助限度額：400万円 （注）50万円以上の改修に限る
家財道具の搬出等 入居・改修のために必要な 家財道具の搬出・処分、清掃	働き手世帯 子育て世帯	○ 補助率：経費の2/3 ○ 補助限度額：20万円 （注）5万円以上の搬出等に限る

○注意事項

- 事前相談が必要です。
- 改修等を行った住宅から5年未満に転居したり、取り壊し、売却、賃貸等を行った場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- 施工業者は、町内所在の事業者となります。
- 要件や手続き等、詳しくは「企画財政課 企画調整係（TEL72-7317）」までお問い合わせください。

愛南町移住者住宅改修支援事業のフロー

